

**Q678. 時給制, 日給制, 週給制, 月給制, 請負給制における割増賃金(残業代)算定のための1時間あたりの賃金単価の計算式を教えてください。**

① 時給制

その1時間あたりの金額

② 日給制

日給 ÷ 1日の所定労働時間数 (日によって所定労働時間数が異なるときは1週間における1日平均所定労働時間数)

③ 週給制

週給 ÷ 週の所定労働時間数 (週によって所定労働時間数が異なるときは4週間における1週平均所定労働時間数)

④ 月給制

月給 ÷ 月の所定労働時間数 (月によって所定労働時間数が異なるときは, 1年間の1月平均所定労働時間数)

⑤ 請負給制

請負給総額 (賃金算定期間) ÷ 総労働時間数 (左記の賃金算定期間)

弁護士法人四谷麴町法律事務所

勤務弁護士作成